附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第12号（第41条関係）

電磁的記録媒体提出票

第28条
第28条第２項
遺失物法施行規則　第28条第３項　第31条第１項　第32条　第33条第１項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　1　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
2　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
3　不要の文字は、横線で消すこと。
4　該当事項がない場合は、省略すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第11号（第31条、第32条、第33条関係）

保管物件
物件売却　届出書
物件処分

第17条
遺失物法　第20条第３項　第21条第２項　の規定により届出をします。

年　月　日

警察署長　殿

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号

保管施設の名称等　名称　所在地　電話番号その他の連絡先

番号	物件の種類及び特徴等 現金	物品	拾得日時・場所	交付日時	整理番号
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
備考					

備考　1　※の欄には、記載しないこと。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　口印のある欄については該当の口内にレ印を付すこと。
4　「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第14号（第41条関係）

電磁的記録媒体提出票

第28条
第28条第２項
遺失物法施行規則　第28条第３項　第31条第１項　第32条　第33条第１項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　1　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
2　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
3　不要の文字は、横線で消すこと。
4　該当事項がない場合は、省略すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第13号（第31条、第32条、第33条関係）

保管物件
物件売却　届出書
物件処分

第17条
遺失物法　第20条第３項　第21条第２項　の規定により届出をします。

年　月　日

警察署長　殿

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号

保管施設の名称等　名称　所在地　電話番号その他の連絡先

番号	物件の種類及び特徴等 現金	物品	拾得日時・場所	交付日時	整理番号
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
		（貴重な物件に該当　口有　口無）			
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
備考					

備考　1　※の欄には、記載しないこと。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　口印のある欄については該当の口内にレ印を付すこと。
4　「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。